

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業

実 施 方 針

平成 28 年 12 月 28 日
(平成 29 年 2 月 17 日 修正版)

生 駒 市 教 育 委 員 会

目 次

I 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容	1
2 特定事業の選定及び公表.....	4
II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	6
1 敷地に関する各種法規制等.....	6
2 施設要件	6
III 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 募集及び選定の方法.....	8
2 審査及び落札者決定の手順.....	8
3 募集及び選定スケジュール.....	8
4 募集及び選定等の手続き.....	9
5 入札参加者の構成.....	11
6 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	11
7 SPC の設立等.....	14
8 提案審査書類の取扱.....	14
IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1 リスク分担の方法等.....	16
2 業務品質の確保	16
V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
1 疑義対応	17
2 紛争処理機関	17
VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1 事業の継続に関する基本的考え方.....	18
2 継続が困難となった場合の措置.....	18
VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	19
1 法制上及び税制上の措置.....	19
2 財政上及び金融上の支援.....	19
VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1 議会の議決	20
2 本事業において使用する言語、通貨単位等.....	20
3 入札参加に伴う費用負担.....	20
4 情報公開及び情報提供.....	20
5 問合せ先	20

別紙：リスク分担表（案）

様式－1 実施方針説明会参加申込書

様式－2 実施方針等に関する質問書

様式－3 実施方針等に関する意見書

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者

生駒市長 小紫 雅史

(3) 本事業の目的

生駒市（以下「市」という。）の現学校給食センターは老朽化が進み、さらに「学校給食衛生管理基準」に基づくドライ方式の導入や、作業区域の区分等に対応するため、新たな学校給食施設の早急な整備が求められているところである。

これら課題の解消を図りつつ、学校給食法の目的である「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」を実現するため、市は、小学校給食センターと中学校給食センターに分割して新しい生駒市学校給食センターの整備を行うこととし、まず最初に小学校給食センターとして（仮称）生駒北学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備する。

なお、本施設の整備方法は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、民間と行政のパートナーシップのもとで、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者委ねることとする。

施設整備では、食の安全管理や衛生管理に特に留意し、効果的な健康教育・食育等のニーズにも対応できる施設とし、長期に亘って安全でおいしい給食を提供するとともに、良好な施設の維持管理等、給食の質の確保と整備運営コストの縮減を図ることとする。

(4) 本事業の基本理念

本事業は、PFI 法に基づき、PFI 事業者（以下「事業者」という。）が本施設を整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

- ・ 食品衛生上の技術的水準を高めるための、ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングを導入すること。
- ・ 調理給食数を最大 8,000 食/日とすること。
- ・ HACCP の概念を取り入れた衛生管理への対応を図ること。
- ・ アレルギー等をもつ児童への個別対応など、多様なニーズに対応できるシステムを構築すること。

- ・ 地産地消の推進による、地元食材の活用を図ること。
- ・ 施設の防音・防臭を考慮し、近隣との共生を図ること。
- ・ 省エネルギー化に努めること。
- ・ 生ごみの減量化及び再資源化への対応を図ること。
- ・ 民間事業者のノウハウを活かした効率的な設計・建設・維持管理・運営を行うこと。

(5) 事業の内容

① 施設概要

- ・ 事業用地：生駒市高山町 12595 番地
- ・ 敷地面積：約 9,300 m²
- ・ 供給能力：8,000 食／日

② 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式 (BT0: Build-Transfer-Operate) により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 46 年 7 月 31 日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、現時点で想定する業務内容等については同時に公表する要求水準書(案)において示すが、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)をいう。以下同じ。)において示す。

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 施設の設計業務
- (ウ) 施設の建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶運営備品等調達業務
- ~~(ク) 事務備品調達業務~~
- ~~(ケ) 近隣対応・周辺対策業務~~
- (クコ) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (クサ) 引き渡し業務
- (クシ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

(ア) 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）

(イ) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）

(ウ) 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含む。）

(エ) 調理設備等保守管理業務（調理設備の修繕業務、~~調理備品の修繕・補充業務、食器・食缶等の修繕・補充業務、事務備品の修繕・補充業務を含む。~~）

(オ) 清掃業務

(カ) 警備業務

(キ) 長期修繕計画作成業務

(ク) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運營業務

(ア) 食材検収補助業務

(イ) ~~給食~~調理業務（アレルギー等対応食を含む。）

(ウ) 洗浄等業務

(エ) 配送・回送業務

(オ) 残渣等処理業務

(カ) 運営備品調達業務

(キ) 配送車両調達・維持管理業務

(ク) 衛生管理業務 ~~（従事者の健康管理を含む。）~~

(ケ) ~~運営~~食育支援業務

(コ) 災害時の地域貢献

(サ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

※各業務に付随する日常の衛生管理を含む

⑤ 市が行う業務

本事業のうち市が実施するものは、以下のとおりである。

(ア) 食材調達業務

(イ) 食材検収業務

(ウ) 献立作成業務

(エ) 栄養管理業務

(オ) 給食費の徴収管理

(カ) 食数調整

(キ) 配膳業務

(ク) 広報業務（見学者対応を含む。）

(ケ) 食に関する指導業務

⑥ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則としては、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

なお、詳細については、入札説明書等において示す。

ア 本施設の設計及び建設に係るもの

市は、本施設の設計及び建設に係る費用のうち、事業者に対して、事業契約書に基づく額を建設一時金として支払う。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の設計及び建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を、サービス購入料として割賦方式により支払う。

イ 維持管理及び運営に係るもの

市は、維持管理・運営期間中、本施設の維持管理及び運営に係る対価を、サービス購入料として、物価変動を勘案して定める額を事業者を支払う。なお、サービス購入料は、物価変動に基づき、見直しを行う。

⑦ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）、県及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑧ 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

- | | |
|------------|------------------------------------|
| ○事業契約の締結 | : 平成 29 年 12 月下旬 |
| ○事業期間 | : 事業契約締結日～平成 46 年 7 月 31 日 |
| ・設計・建設期間 | : 事業契約締結日～平成 31 年 6 月 30 日 |
| ・開業準備期間 | : 平成 31 年 7 月初旬～平成 31 年 8 月 31 日 |
| ・供用開始日 | : 平成 31 年 9 月 1 日 |
| ・維持管理・運営期間 | : 平成 31 年 9 月 1 日～平成 46 年 7 月 31 日 |

⑨ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、給食センターを入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

- ① 事業用地 : 生駒市高山町 12595 番地
- ② 地域地区 : 市街化調整区域
- ③ 土地の所有 : 市有地 (一部民有地を借地する。)
- ④ 敷地面積 : 約 9,300 m² (敷地西側に市が整備する共同駐車場を含む)
- ⑤ 法定建ぺい率 : 70%
- ⑥ 法定容積率 : 400%
- ⑦ その他 : 敷地の現状は、生駒北小学校のグラウンドとなっており、当該学校施設の移転に伴い、学校給食センター事業用地を含めた複数の敷地に区画整理される。

2 施設要件

給食センターの概要は、以下のとおりとし、詳細については、要求水準書において示す。

(1) 供給能力

- 8,000 食/日 (アレルギー対応食を含む。)
- ※配送校数は、供用開始時点で小学校 12 校とする。

(2) 献立方式

- ① 小学校給食：2 献立制
 - ア 副食 3 品を基本とする。
 - イ 希望者には、アレルギー対応食を提供する。
 - ウ アレルギー対応食は、除去食を前提とし、学校等と検討の上、入札説明書において詳細を示すこととする。

(3) 施設形態

- ① 1 場 1 棟とする。
- ② 給食エリアは、1 階配置を基本とし、ドライシステムを採用する。
- ③ アレルギー対応食専用の調理室を設置する (160 食程度対応)。
- ④ 炊飯設備は設けない。

(4) 食器・食缶等

- ① 食器は、PEN 樹脂製とし、献立により 4 種類使用する。
- ② 食缶は、65℃以上又は 10℃以下を保持できる機能を有する高性能断熱食缶とする。

(5) 配送方式等

- ① 配送方式は、食器食缶分離配送方式を基本とする。
- ② 調理済食品は、配缶後 2 時間以内に児童が喫食できるよう配送する。

(6) 洗浄・消毒・保管

食器及び食缶等の消毒・保管にあたっては、作業の合理化・効率化の観点を踏まえるものとする。

(7) 施設機能

給食センターの主な施設構成は、以下のとおりである。

表 主要諸室区域区分

区域区分		諸 室 等
一般 エリア	生駒市 専用部分	市職員用事務室、書庫、倉庫、市職員用更衣室、便所 等
	共用部分	研修室、調理体験室、栄養相談室、試食室、見学通路（見学ホールを含む）、小会議室、玄関、来客用便所、多目的便所、廊下等、施設出入口 等
	事業者 専用部分	事業者用事務室、書庫、倉庫、事業者用更衣室、シャワー室、 食堂 、便所、配送員用控え室、機械室・電気室・ボイラー室 等
給食 エリア	汚染作業 区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットフォーム、荷受室、検収室、泥落とし室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、冷蔵庫・冷凍庫、各下処理室、容器・器具・運搬用カート等洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、油庫 等 [洗浄ゾーン] 食器具・食缶等回収用風除室、洗浄室、残渣処理室 等
	非汚染 作業区域	[調理ゾーン] 野菜上処理室、揚物・焼物室、煮炊き調理室、和え物室、アレルギー専用調理室、容器・器具・運搬用カート洗浄室 等 [配送・コンテナプールゾーン] 配送用風除室、コンテナ室、仕分室 等
	その他の区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理従事者更衣室（男女）、シャワー室、洗濯・乾燥室、調理従事者用便所、備蓄倉庫 等
付帯施設		排水処理施設、受水槽、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、車庫、敷地内通路、門扉及び塀

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

2 審査及び落札者決定の手順

審査及び落札者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 審査の手順

- ① 審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。
- ② 入札参加資格審査は、入札参加者の参加資格について、市が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき行う。
- ③ 提案審査は、入札参加資格審査を通過した者からの提案審査書類について、落札者決定基準に従い、市が入札価格の確認及び基礎審査を行う。
- ④ 基礎審査を通過した入札参加者からの提案内容について、(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)が性能審査及び価格審査を行い、最優秀提案を選定する。

(2) 落札者の決定

市は、事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は、以下のとおりとする。

平成28年12月28日	実施方針等の公表
平成29年1月10日	実施方針等に関する説明会
平成29年1月20日	実施方針等への質問及び意見の受付締切
平成29年2月17日	実施方針等への質問に対する回答公表
平成29年3月下旬	特定事業選定の公表
平成29年4月上旬	入札公告及び入札説明書等の公表
平成29年4月中旬	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
平成29年4月中旬	入札説明書等に関する質問受付締切
平成29年5月中旬	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
平成29年5月中旬	入札参加資格審査書類の受付締切
平成29年5月下旬	入札参加資格審査結果の通知
平成29年7月上旬	入札及び提案書の受付締切

平成 29 年 8 月中旬	提案書に関する事業者ヒアリング
平成 29 年 9 月上旬	落札者の決定及び公表
平成 29 年 10 月上旬	落札者との基本協定締結
平成 29 年 11 月上旬	仮契約締結
平成 29 年 12 月下旬	事業契約締結

4 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 実施方針等説明会の実施

実施方針等に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

説明会日時	平成 29 年 1 月 10 日(火) 午後 1 時 30 分から
説明会会場	生駒市役所 4 階大会議室
当日連絡先	生駒市教育委員会 生駒市立学校給食センター 電話 (0743-73-3141)
参加申込期限	平成 29 年 1 月 6 日(金) 午後 5 時まで
参加申込方法	実施方針等説明会参加申込書(様式-1)に必要事項を記入の上、電子メール又は FAX にて提出すること。 なお、参加人数は、会場の都合上、1 社 2 名までとする。
申込先	生駒市教育委員会 生駒市立学校給食センター 電話：0743-73-3141 FAX：0743-74-6168 E-mail：school_lunch@city.ikoma.lg.jp

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

平成 29 年 1 月 20 日(金)まで

② 受付方法

実施方針等に関する質問書(様式-2)及び意見書(様式-3)に記入の上、生駒市教育委員会 生駒市立学校給食センターまで、原則として、電子メールでのファイル添付により提出すること。

③ 公表

受け付けた質問、意見に対する回答は、質問者、意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者、意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、特定事業の選定時までに市ホームページにおいて公表する。

また、提出のあった意見等について、趣旨の確認のため必要と判断した場合には、個別ヒアリングを行う。

(3) 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）等を市のホームページで公表する。

(4) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催を予定している。説明会及び現地見学会の内容等は「入札説明書」に示す。

(5) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は「入札説明書」に示す。

(6) 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は「入札説明書」に示す。

(7) 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知

本事業への入札参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、入札参加者に通知する。

(8) 入札及び提案書の受付

入札参加資格審査通過者に対し、入札書及び提案書の提出を求める。

入札、提案書等の提出方法、時期及び提案に必要となる書類の詳細等については、「入札説明書」で提示する。

(9) 落札者の決定・公表

提出された入札書及び提案書について総合的に評価を行い、(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査を経て、市が落札者を決定する。審査の結果は応募者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

(10) 基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(11) 事業契約の締結

市は、落札者との間で締結した基本協定に基づき、事業者と仮契約を締結した後、PFI法第12条に規定された事業契約の締結に関する生駒市議会の議決を経て、事業者と事業契約を締結する。

※ 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容について協議・調整し、直接協定(ダイレクト・アグリーメント)を締結することがある。

5 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、構成員以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の 50%未満とする。

構成員	入札参加者を構成する法人で、SPC に出資を行う法人
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を SPC から直接受託・請負するが、SPC には出資を行わない法人

(2) 構成員等の明示

入札参加者は、入札参加資格審査書類の提出時に、構成員及び協力企業を明示するものとする。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる 1 法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本金面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本金面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

設計業務・工事監理業務・建設工事・給食調理業務（以下「特定業務等」という。）を担当する企業及び同企業と資本金面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

また、代表企業と資本金面又は人事面において密接な関連のある者も、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

(5) 入札参加者の変更及び追加

入札参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、6（3）の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

6 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の（1）及び（2）で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ③ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑤ 公告日から落札者決定までの間に、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止を受けていない者、又は措置要領に規定する措置要件に該当している者でないこと。
- ⑥ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・株式会社 日建設計総合研究所
 - ・日建設計コンストラクション・マネジメント 株式会社
 - ・関西法律特許事務所
 - ・北摂鑑定事務所
- ⑦ 事業者選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち特定業務等の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設工事にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

① 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 平成29年度において市の測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格を有していること。

ウ ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は民間調理

施設の実施設計を完了した実績を有していること。

エ 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設（入札公告日から過去 10 年間に於いて竣工したものに限る）の実施設計を完了した実績を有していること。）

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。

イ 平成 29 年度及び平成 30 年度において市の測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格を有していること。

ウ ドライシシステムの学校給食施設又は民間調理施設の工事監理実績を有していること。

エ 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設（入札公告日から過去 10 年間に於いて竣工したものに限る）の工事監理実績を有していること。）

③ 建設工事を行う者

建設工事を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の建設企業で施工する場合は、以下に示すア及びイ及びウの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ及びエの要件は、必ず 1 社以上でいずれにも該当すること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成 29 年度において市の建設工事の競争入札参加資格を有し、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築一式工事の総合評定値が 1,350 点以上であること。

ウ 入札公告日から過去 10 年間に於いて延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。なお、JV で施工した場合、JV の構成員数が 3 社以上で 20%以上出資した者、2 社で 30%以上出資した者については施工実績とみなす。

エ 入札公告日から過去 10 年間に於いて竣工したドライシシステムの学校給食施設又は特定給食施設の施工実績を有すること。

④ 給食調理業務を行う者

給食調理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の給食調理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。

ア 平成 29 年度において市の物品・委託業務の競争入札参加の資格を有していること。

イ ドライシシステムの学校給食施設又は大量調理施設衛生管理マニュアルの適用施設（ドライシシステムで 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設）の運営実績を有していること。

ウ 平成 21 年 4 月以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。

エ 平成 21 年 4 月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

⑤ 維持管理業務を行う者

平成 29 年度において市の物品・委託業務の競争入札参加資格を有していること。

（3）参加資格要件の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募法人」という。）のうち、1 ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を市に申請し、提案審査書類の提出日までに市が認めた場合。ただし、残存法人のみで入札参加者の再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする。

② 提案審査書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする（なお、「提案書の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

7 SPC の設立等

① 事業予定者は、事業契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として SPC を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50% を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、SPC は生駒市内に設立するものとする。

② SPC は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

③ 構成員は、事業契約が終了するまでの間、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

8 提案審査書類の取扱

（1）著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で提案審査書類の全部又は一部を使

用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、SPC の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、入札説明書等において示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

- (1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産及び民地（借地）であり、市は、これを無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 財政上及び金融上の支援

- (1) 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (2) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を平成 29 年生駒市議会 3 月定例会に、また、契約に関する議案を平成 29 年生駒市議会 12 月定例会に提出することを想定している。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

3 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

場 所	生駒市教育委員会 生駒市立学校給食センター
住 所	〒630-0201 生駒市小明町 1787 番 28 号
電 話	0743-73-3141
F A X	0743-74-6168
E-mail	school_lunch@city.ikoma.lg.jp
生駒市ホームページアドレス	http://www.city.ikoma.lg.jp/

リスク分担表（案）

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
共通	政策転換リスク		1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
	制度 関連 リスク	法令リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
			3	上記以外のもの		●
			4	本事業に直接係わる税制度・許認可の新設・変更に関するもの及びPFI事業に特定の税制度の新設及び変更	●	
		税制度リスク	5	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
			6	その他の税制変更に関するもの(例:法人税率の変更)		●
			7	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの)	●	
		許認可取得リスク	8	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの以外)		●
			社会 リスク	住民対応リスク	9	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの
	10	上記以外のもの(事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの)				●
	環境保全リスク	11		事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
	第三者賠償リスク		12	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●
			13	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償		●
	債務 不履行 リスク	市の責によるもの	14	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
			15	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
		事業者の責によるもの	16	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●
	不可抗力リスク		17	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●	
			18	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●
	金利リスク		19	基準金利確定前の金利変動に関するもの	●	
			20	基準金利確定後の金利変動に関するもの		●
	物価変動リスク		21	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	●
			22	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●	●
	要求水準未達リスク		23	要求水準の不適合に関するもの		●
	入札説明書リスク		24	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	入札リスク		25	入札費用の負担に関するもの		●
	契約締結リスク		26	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	●※1	●※1
	資金調達リスク		27	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
			28	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●
設計・ 建設 段階	設計・ 調査 リスク	調査リスク	29	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
			30	上記以外の測量、調査に起因するリスク		●
		設計リスク	31	市の指示・判断の不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)	●	
			32	上記以外の要因による不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)		●
	建設 リスク	発注者責任リスク	33	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
			34	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
		用地リスク	35	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
			36	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの(市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く)	●	
			37	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの(上記を除く)		●
		工事遅延・未完 工リスク	38	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●	
			39	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理・運営段階	工事費増大リスク	40	市の指示による工事費の増大に関するもの	●	
		41	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●
	工事監理リスク	42	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
		43	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの		●
	施設損傷リスク	44	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの		●
		45	事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●
	什器備品等調達・納品遅延リスク	46	市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
		47	事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
	コストリスク	48	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用	●	
		49	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		●
	施設瑕疵リスク	50	瑕疵担保期間中に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの		●
		51	瑕疵担保期間外に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの	●※2	
	施設の性能維持リスク	52	事業期間中における施設の性能確保に関するもの		●
	施設損傷リスク	53	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●
		54	事故・火災等による施設の損傷		●
		55	第三者(本件施設の利用者を含む)による施設の損傷※3	●※3	●※3
	修繕費コストリスク	56	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの		●
	事故リスク	57	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●	
		58	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
	給食数増減リスク(需要変動リスク)	59	市の要請による給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用の負担	●	
60		児童数の減少に伴い給食数の減少による運営業務自体の収益の増減	△※4	●	
61		食べ残し等による残渣の変動(市作成の献立による影響を含む。)	●		
異物混入リスク(食中毒リスク)	62	市が実施する食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等	●		
	63	学校内での配膳に関する業務(事業者が実施する学校配膳室業に起因するものを除く)における異物混入等	●		
	64	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常		●	
	65	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●	
	66	調理時における加熱等が不十分に起因する調達食材の異常		●	
	67	調理、配送、学校配膳室業務における異物混入等		●	
	67	調理、配送、学校配膳室業務における異物混入等		●	
アレルギー対応リスク	68	・アレルギー児童の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、代替食対応時の献立作成ミス等による発症 ・突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●		
	69	・調理段階における禁忌物質の混入による発症 ・配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症		●	
	70	・収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症 ・アレルギー児童の個人情報の流失		●	
配送及び配膳遅延リスク	71	市の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担	●		
	72	事業者の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担		●	
運搬費用増大リスク	73	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加など)		●	
食器等破損リスク	74	食器等の破損に関するもの		●	
残渣処理リスク	75	残渣の給食センターまでの搬送及びその計量		●	
	76	給食センターから処理施設までの搬送	●		
	77	学校における残渣の分別	●		

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
事業終了段階	事業の中途終了リスク	78	市の債務不履行に起因する契約解除	●	
		79	事業者の債務不履行に起因する契約の解除(一部解除を含む)		●
	80	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●	
	81	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●	

※1: 契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

※2: 当該瑕疵について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※3: 事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※4: 事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする